

明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅲ」授業参加者アンケート

2019年11月5日(火)「性犯罪をめぐる近年の動向」

ゲストスピーカー：角田 由紀子 先生

本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。

- ・現場で戦っている先生のリアルな話や感覚を聞けると思ったからです。
- ・ジェンダーと法の発表のために本を探していたところ、角田先生の本を何冊も目にしたからです。
- ・「被害者の承諾」研究をしており、性犯罪において承諾をどう位置づけるか、ということに関心を持っているから。

本日の講義の感想を自由に記入してください。

- ・福岡地裁の判決について、角田先生のアプローチは、「同意があるという認定が合理的か？」というものであったが、裁判官のアプローチは「同意があるという認定は不合理か？」というものであったように思う。すなわち、事件によって批判されるべき者がいるならば、合意性を否定する根拠がないとした裁判官ではなく、合理性がないことを立証できなかった検察官である。
- ・Yesと言わなくても/Noと言っても、何の不利益もないという状況でなければ、Yes means Yes/No means No 原則は機能しないという認識の甘さが司法の世界にもある、私にもあります。皆さんに託すからこの国を何とかしてくれという先生のメッセージしかと受け取りました。
- ・性犯罪における合意は、自発的かつ真摯なものであって、個別具体的でなければならないのは、当たり前だと思う。
- ・177条の処罰範囲が姦淫から性交等へ拡大されたが、いずれも男性器の挿入に限定されている。177条の高度な違法性(法定刑5年~20年の懲役)を基礎づけているのは、男性器の挿入ということになるが、男性器の挿入以外にも、それに匹敵するような高度な違法性を有する行為類型があると思う。
- ・性犯罪をめぐる刑法議論から、直近の関連裁判例まで、丁寧に解きほぐし、説明していただきこれらの勉強が十分ではない自分でも、理解しやすいご講演だったと感じています。学生からの質問にも丁寧に答えていただき、より自分の中で問題意識が明確になりました。4限の講演にも出席させていただきましたが、講演予定よりも立ち入ったお話をしてくださったので、欲をいえば、もう少し時間があれば、とも感じるほど興味深い内容でした。特に、性行為における「合意」「同意」については、後回しにせず、考えたいと思います。
- ・最新の判例についての先生の意見を聞くことができてよかった。ロースクールの体制が始まってジェンダー教育を受けた人たちが60期、70期として法曹になっているのに、まだその人た

ちが若いもあり、刑事司法の考え方自体を変えていくのはなかなか大変なのだと痛感した。それでも、日々の意識で少しずつでも変えられるのではと思った。

- ・保護法益である尊厳や性的自由、性的人格権、人格的統合性を放棄する旨の自発的かつ真摯な意思表示である同意について、特に前者の判例は疑問がある。何らかのやりとりがあったという事実や、意識が回復しつつあったという事実から、そのような同意があったとは到底いうことができないと思う。従来は、性的自由という保護法益だと考えていた（当たり前だと思っていた）が極めて遅れていることに気がついた。また、夫婦間における性交の強制の問題についても、考えたことがなかったため、男性社会やバイアスが影響している点に気づいた。男性の考え方が全ての性問題の出発点になっていることをお話いただき、納得がいった。時代の変化に伴う考えの変化は、女性が主張しつづけていく必要性を感じた。他方で、そのような革新的な考えや判決をだす裁判官は出世コースから外れるという風潮は大変遺憾だ。
- ・性犯罪の保護法益が人間の尊厳であるというお話に共感します。
- ・非常識な判決が出る原因の1つが男性中心の社会にあるというお話が印象的です。
- ・女性被害者の性犯罪における裁判は、過半数が女性裁判官によるべきではないでしょうか（あるいは裁判員裁判で男女半々にするべきではないですか）。
- ・人の意識の問題、（文化、歴史等）がかかわってくることを実感した。
- ・日本の刑法が、性交が合法なのが原則で、暴行脅迫、抗拒不能のときに限り違法になるという、違法が例外的に規定されているという説明がすごく説得的なように思えた。
- ・刑法などの法律が女性に様々な権利がない時代に男性主導でつくられたために、女性の権利の保護が十分でなくなってしまうとおっしゃっていたが、現在では改正の議論の場に女性の方がどれほどいるのか疑問に思いました。
- ・なかなか刑法の授業ではとりあげられないテーマについての講義だったため、とても新鮮な感じで聞くことができました。
- ・性犯罪というテーマは、学部でも研究科でもセンシティブで扱いにくいということで、取り上げられることの少ないものなので、議論の場があるというのはとても嬉しい。
- ・1. 最近の判例2件に関し、それらの持つ問題点を認識することができました。2. ジェンダーの講義を受講する中で、現在社会の持つ問題点や法律自体が持っている問題点を本件事例を通して理解を深めることができました。（1）今回2件の刑事事件の判決がどのような考え方でもって導かれたかということ考えた際に、刑法の構成要件自体に問題点があると受け止めました。（2）これらの事件を含めて、4件の問題があると考えられる刑事事件の判決が立て続けに出されました。現在の刑法の考え方では、そのような結論が導かれることが可能であることを示しています。名古屋地裁岡崎支部の事件は、実夫が実子と性的関係を長年継続するという状況があり、その異様性からしてもっと証拠を検証すべき実態がなかったのかと思います。3. 角田先生が公演中に提示された刑法自体に問題が潜んでいるという点は将に的確な指摘で

す。刑法各論の条文は国家利益から社会的利益、最後に個人的法益となり、刑法が制定された時代の考え方を反映しており、抜本的な改正があつてしかるべきと受け止めました。

今後、実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら、自由に記入してください。

- ・今回のように明らかにおかしい判決が生まれる背景を深めるようなテーマを希望します。
- ・司法試験後がいいと思います（6月くらい）
- ・辻村先生が今学期でもって、退職されると伺っています。先生が現時点で考えておられる重要なテーマでの講演をお願いしたいと思います。

講評

角田先生より

今回の受講生の皆さんはとても熱心でしたので、私も楽しかったです。私の「もともと違法説」はまだあまり披露しておりませんが、こういう発想の転換は、法律の世界ではなかなかとりあげられません。学会的な場所では、「なに、言ってんの？」（つまり、おかしいのではないか）という反応がすぐに起きますが、めげずに波風を立てていきたいと思っています（因みに、「波風を耐える」は英語では改革を目指すといういい意味もあったと思います）。ロースクールで披露させていただき良かったです。名古屋で性被害者支援の人たちに話したときも理解を得ました。刑法の「権威」に負けずに頑張ります。「法律学」の根本的な見直しが必要な時期に来ていると思います。近代社会の「公私2元論」からの真の脱却が必要です。この視点は、ジェンダー認識が生んだものです。女性が疎外されていたことに女性が気が付いたことは大きかったと思います。女性学として出発したジェンダー学（論）ですが、このように進展することで、ようやく世界が対等な人々で構成されていなければならない、あるいは世界を構成している人々は対等でなければならない、ことが理解され始めていると思います。

いつか、時間があれば続きの議論をしたいですね。お元気で。いつか現場で再会できることを！